

氏名	日本内部監査協会 CIAフォーラム ガバナンス研究会 J-SOX分科会 (代表者)山本 邦博 松元 雅美、歳納 太郎、政川 忠志、大石 英樹、矢島 博之、雑賀 吉人、梶原 慎二、辻 英夫、高瀬 浩幸、藤原 潤子、竹内 総夫	
住所	(代表者連絡先) 〒100-8405 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル7階	
電話番号	03-3218-5535	
FAX番号	03-3218-7808	
電子メールアドレス	kunihiro-yamamoto@agc.co.jp	
該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)	意見内容	理由・修正案
全般的なコメント		
<p>・意見公募要領 1. 意見公募の趣旨・目的・背景 『しかしながら、システム管理基準等では、財務報告に係る内部統制におけるIT統制の構築や評価について詳細までは規定していないことから、システム管理基準等を活用している企業が、財務報告に係る内部統制で求められている「ITへの対応」を行っていくためには、システム管理基準等と「ITへの対応」との間の具体的な対応関係を明らかにしていくことが不可欠です。』</p> <p>・まえがき 『しかしながら、システム管理基準等では、財務報告に係る内部統制におけるIT統制の構築や評価について詳細までは規定していないことから、システム管理基準等を活用している企業が、財務報告に係る内部統制で求められている「ITへの対応」を行っていくためには、システム管理基準等と「ITへの対応」との間の具体的な対応関係を明らかにしていくことが不可欠である。』</p>	<p>「システム管理基準等では、財務報告に係る内部統制におけるIT統制の構築や評価について詳細までは規定していない」という前提は疑問である。</p>	<p>平成17年1月31日に日本情報処理開発協会が発行した、「新版 システム監査基準 / システム管理基準解説書(平成16年基準改定版)」に「システム管理基準とCobiT- との比較表」が掲載されており、両者の関係は一応リンクされている。屋上屋を架する必要はない。</p>
本補遺案(公開草案)の締め切り日(2007年2月19日)について	本補遺案のパブリックコメントの締め切りを、金融庁の実施基準が確定した時点から一定期間後に延期して頂きたい。	本補遺案のパブリックコメントの締め切りが2007年2月19日であるが、実施基準が確定しない、または解釈が不十分な段階で本補遺案を確定することは、本補遺案の有効性が損なわれる恐れがある。

該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)	意見内容	理由・修正案
本補遺案の位置付けについて	社会的な便益を考慮し、経産省と金融庁とで協議の上、本補遺案の位置付けを明確にして頂きたい。	金融商品取引法に基づく内部統制の枠組みの中の「ITへの対応」についてのガイダンスを作ることの意義については高く評価するが、経産省と金融庁との間で、どのような摺り合わせが行われたのか判らず、本補遺案の位置付けが不明である。
委員会名簿	金融庁の内部統制部会部会との整合性に疑問がある。	金融庁の内部統制部会部会・作業部会の名簿と共通する委員は、全15名のうち日本大学の堀江正之教授と公認会計士の中山清美氏の2名のみのように見受けられる。明らかに整合性がとられていない。
「IT 全社的統制」について	章 P8 a. 「IT に関する基本方針の作成と明示(統制環境)」に、『IT 利用とIT 統制のための基本方針の明示は、経営者の理念を伝えるものであり、経営者が行う。』とあるが、実際の経営上、「IT利用とIT統制のための基本方針」に限定した基本方針は少なく、経営全体を対象とした基本方針となることが多い。経営方針には、「IT利用とIT統制のための基本方針」が書かれていなくても、経営者からのヒアリング、行動、状態から基本的な考え方・思考があれば、良いと判断できるように記載して頂きたい。書面のような明示的な方法だけでなく、黙示的な方法も認めて頂きたい。	理念とは、会社にとって大切にしたい価値観、拠り所になることであり、「IT利用とIT統制のための基本方針」は、理念までの意味はない。経営トップが、「IT利用とIT統制のための基本方針」を作成している事例は少なく、実際の経営上難しいのではないかと。もう少し自由度・柔軟性のあるものにしてほしい。
実施基準公開草案の項番の意味について	実施基準公開草案の項番が意味するところを、冒頭で説明して頂きたい。	実施基準公開草案の項番が斜字体で所々に付されているが、引用であるのか、根拠であるのか、例示であるのか、意味が不明である。
誤字・誤植、実施基準案の項番違い・引用ミス等	誤字・誤植、実施基準案の項番違い・引用ミス等があまりに多いので、全面的に見直して修正して頂きたい。	本補遺案の信頼性を損なう。広く国民から意見を募るのであれば、ある程度の文書品質が満たされたものを公開すべきである。

該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)	意見内容	理由・修正案
個別項目に対するコメント		
目次	<p>下記のページ番号に誤りがあるので、右記のように修正して頂きたい。</p> <p>2. IT 統制の統制項目 P7 (1) IT 全社統制 P7 (2) IT 全般統制 P8 (3) IT 業務処理統制 P10</p>	<p>【修正案】</p> <p>2. IT 統制の統制項目 P8 (1) IT 全社統制 P8 (2) IT 全般統制 P9 (3) IT 業務処理統制 P11</p>
章 P2 2. 用語 IT 統制の概念	<p>以下の記述に見られるような、「IT 統制」を「IT の利用」と「IT の統制」を含んだ概念と定義する理由を明記して頂きたい。</p> <p>『実際には IT の利用と IT の統制は密接な関係にある。』 『「IT 統制」を IT の利用及び IT の統制を含んだ概念として用いる。』</p>	<p>・ここでは、『実際には IT の利用と IT の統制は密接な関係にある。』としか説明されていない。密接かどうかは客観的な基準というよりも曖昧な基準である。</p> <p>・「IT 統制」と「IT の統制」の用語の違い、すなわち「の」が入っているかどうかの違いで定義なり範囲を異ならせるというのは、あまりに顧客(利用者)満足度が低い。</p> <p>・定義は、どちらかに合わせていくというスタンスこそ必要である。</p>
章 P2 2. 用語 情報システムの範囲	<p>情報システムの範囲から手作業による場合を除外するとの理由を明記して頂きたい。</p> <p>手作業による場合を除外するとしたら、結果としてどうなるのかについての説明はされているのか？</p> <p>手作業部分も対応しなければ、すでにシステム管理基準で対応している企業もJ-SOX法上は対応できていないことになるが、そのことを当該企業はどうしたらいいか聞きたいのではないか？</p>	<p>対象とする「情報システム」の定義の問題であり、できるだけ実施基準案の定義に合わせるよう検討すべきであるが、そうしない場合は、その根拠を明確に示すべきである。</p>
章 P2 2. 用語 情報システムの範囲	<p>実施基準案の引用が間違っているので、右記のように修正して頂きたい。</p> <p>『 (実施基準公開草案 . 2(4)) 』</p>	<p>【修正案】</p> <p>『 (実施基準公開草案 . 2(4)) 』</p>
章 P2-3 2. 用語 「IT に係る全般統制」及び「IT に係る業務処理統制」の概念	<p>以下の記述では、IT に直接係る部分がどれなのか、IT全般統制とIT業務処理統制のこのように見受けられるが、よくわからないため、実施基準案の定義に合わせ頂きたい。</p> <p>『本追補版では、IT に直接係る部分とそれ以外とを区別するため、「IT 統制」について以下のように分類する。』</p>	<p>分類することの意味も不明である。実施基準案の定義に合わせことに何の不都合があるのか？</p>
章 P3 2. 用語 「IT に係る全般統制」及び「IT に係る業務処理統制」の概念	<p>実施基準案の項番が示されているが、完全な引用ではなく、目的が不明であるので、目的を明示の上、引用ならば正確に引用して頂きたい。</p> <p>『 (実施基準公開草案 . 2(6) IT の統制 口) 』</p>	

該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)	意見内容	理由・修正案
章 P3 2.用語 IT の統制目標としての財務情報の信頼性	以下記述では言及されていない「正確性」・「正当性」についても実施基準案の定義に合わせて頂きたい。 『本追補版では、「信頼性」及び「完全性」については、実施基準公開草案の定義に合わせる。』	
章 P3 2.用語 IT 基盤の概念 「実施基準公開草案」ではIT基盤という用語が登場する。	実施基準案の引用を右記のように示して頂きたい。	【修正案】 例えば、実施基準案 P19 (6) ITの統制ロa で記載されている「ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等」。
章 P4 2.用語 エンドユーザコンピューティング(EUC)	用語の定義の節では、実施基準案との定義の違いが明らかになるような整理をして頂きたい。	用語の定義の節なのに、説明になっている。
章 P4 2.用語 財務報告、財務情報とIT統制について	用語の定義の節では、定義を記載して頂きたい。	用語の定義の節なのに、説明になっている。また、その内容がよくわからない。
章 P4 2.用語 情報システムの開発と保守について	「開発」と「保守」と「変更管理」の関係が明確になるよう図示して頂きたい。	相互の関係が明確でない。
章 P4-5 2.用語 IT 統制を実施する関係者について	実施基準案ではこうになっているが、本追補版ではこうだという、対比の関係を示して頂きたい。	何のための説明が不明である。
章 P5 2.用語 管理項目と統制項目	実施基準案の定義に合わせて「統制項目」というとすれば十分なので、修正して頂きたい。	実施基準案との関係が何も書いていない。
章 P3 1.財務報告とIT 統制 (1) 金融商品取引法に求められている内部統制とIT の関係 内部統制の基本的要素とIT	以下の記述を削除して頂きたい。 『本追補版においては、全社に共通する事項をIT全社統制で説明している。なお、全体を統制するという観点から、モニタリングを独立して説明している。』	実施基準案の考え方をわかりやすく説明すべき箇所に、本追補版の説明が追加されている。
章 P3 1.財務報告とIT 統制 (2) 財務報告とIT 統制の関係 企業におけるIT の統制	下記の部分の記述を削除して頂きたい。 『企業では、このIT にまつわるリスクを低減するために、IT の統制をシステム管理基準に基づいて整備・運用している。』	IT にまつわるリスクを低減するために、IT の統制をシステム管理基準に基づいて整備・運用している企業は、ごく少数なのではないか。

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P3 図表 . 1 - 2 実施基準公開草案の 内部統制とITとの関係</p>	<p>図表 . 1 - 2を消去して頂きたい。 意図は理解できるが、実施基準案との整合性を失う(拡大解釈と理解されかねない)。</p>	<p>ITへの対応と他の基本的要素の関係について、独立していないことを強調するため、他の5つの基本的要素と一体化して図表化しているが、実施基準の記載はあくまでも独立した表記になっている。また、ITへの対応だけが独立していないのではなく、統制環境と統制活動、統制活動とモニタリングなども一体となる部分がある(現在、市販されている関連参考書籍なども6つの要素を並列又は、立体(キュービック)に書いているものが多い)。</p>
<p>章 P4 下から3行目以降。</p>	<p>下記記述の意図は理解できるが、実施基準案の拡大解釈と理解されかねない。作業負荷のことを考えた場合、財務報告に係わるIT基盤を必須にし、それ以外は任意として頂きたい。</p> <p>『しかしながら、IT 統制全体の信頼性を評価するためには、企業全体のIT に係る方針・計画・手続等を総括的にIT 全社統制として捉えることになる。』</p>	<p>財務報告の信頼性に係わるIT 統制の評価を必須とし、企業全体のIT に係る方針・計画・手続等を総括的にIT 全社統制として捉えることがよりのぞましい。</p>
<p>章 P4 1. 財務報告とIT 統制 (2) 財務報告とIT 統制の関係 企業におけるIT の統制</p>	<p>以下記述が示す図表 . 1 - 3よりも、COBIT for SOXの図の方がわかりやすいので、図を差し替えて頂きたい。</p> <p>『IT 全社統制は、組織におけるIT 全体に関わるものであり、IT全般統制とIT 業務処理統制の基盤となる。これらの関係を図表 . 1 - 3に示す。』</p>	<p>違う概念図だと、逆に混乱させないか。</p>
<p>章 P5 図表 . 1 - 3 財務報告とIT 統制との 関係</p>	<p>図表 . 1 - 3を、財務報告とIT統制との関係が理解できるような図表へ差し替えて頂きたい。</p>	<p>IT業務処理統制は個々のアプリケーションシステムに組み込まれた統制であり、図表図表 . 1 - 3で示すように、アプリケーションシステムの外部からの統制ではない。「IT全般統制」のボックスから「業務プロセス」のボックスに到る破線矢印「統制」は意味不明である。</p>
<p>章 P5 図表 . 1 - 3 財務報告とIT 統制との 関係</p>	<p>図表 . 1 - 3より、「IT基盤」を削除して頂きたい。</p>	<p>図中の業務プロセスの中にIT基盤が載っている。業務プロセスの評価の中の一つと誤解されかねない。実施基準案では言及されていないが、COBITなどではIT基盤(構成管理)の評価はIT全般統制の評価に含まれている。</p>
<p>章 P5 1. 財務報告とIT 統制 (2) 財務報告とIT 統制の関係 財務報告とアプリケーション・システムとの 関係</p>	<p>図表 . 1 - 4について、下記では『財務情報に関連する部分を緑色で示している。』と記載されているが、財務会計システム等緑色の範囲に全部含まれるものと、茶色の部分と緑色の部分にかかっている購買管理システム等は、一部関係しているということがわかるように修正して頂きたい。</p> <p>『図表 . 1 - 4では、これらの会社のアプリケーション・システムの機能のうち、財務情報に関連する部分を緑色で示している。(財務会計(単体決算)システム以外のアプリケーション・システムでは財務情報に関連する部分と関連しない部分がある。)』</p>	<p>図の説明文がよくわからない。</p>

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P8 2 . IT 統制の統制項目 (1) IT 全社統制 全社的な内部統制とIT</p>	<p>・以下記述では実施基準案が引用されているが、そこには「IT全社統制」の定義は書かれていない。「全社的な内部統制」の定義は明記されているが、精確に記載すべき。 ・実施基準案で定義された「全社的な内部統制」によることから、本追補版では「IT全社統制」はこうなる、と記述するのが論理的である。</p> <p>『IT 全社統制とは、企業集団全体(連結対象企業を含む)を対象としたIT に係わる内部統制のことであり、企業集団全体のIT を健全に維持、監督するために構築するものである (<i>実施基準公開草案</i> . 3(2))。』</p>	<p>用語の使い方が曖昧で、誤解を招く。</p>
<p>章 P8 2 . IT 統制の統制項目 (1) IT 全社統制 IT 全社統制の概要</p>	<p>実施基準案の項番が示されているが、完全な引用ではなく、目的が不明であるので、目的を明示の上、引用ならば正確に引用して頂きたい。</p> <p>『IT 全社統制は、IT の利用についての統制があることを確認する上で重要で、全社を対象として統制の存在することが確認されなくてはならない (<i>実施基準公開草案</i> . 3(2))。 a. 以下...』</p>	
<p>章 P8 2 . IT 統制の統制項目 (1) IT 全社統制 IT 全社統制の概要</p>	<p>以下記述の a. 以下は例示であるかが不明なので、明示して頂きたい。</p> <p>『IT 全社統制は、IT の利用についての統制があることを確認する上で重要で、全社を対象として統制の存在することが確認されなくてはならない (<i>実施基準公開草案</i> . 3(2))。 a. 以下...』</p>	<p>例示なのかどうか明示されていないので、IT全社統制はこれだけと誤解されかねない。</p>
<p>章 P8 2 . IT 統制の統制項目 (1) IT 全社統制 IT 全社統制の概要 a . IT に関する基本方針の作成と明示 (統制環境)</p>	<p>下記記述に、例えば研修体制が確立しているか等、統制環境を充実させるための記述を加えて頂きたい。また、下記の状態は統制環境としては不適切であるため、右記のように修正して頂きたい。</p> <p>『なお、経営者の方針は、従業員に対し教育が実施され、周知されているとよい。』</p>	<p>経営者の方針が従業員に対して周知されていない状態は、全社的な内部統制の不備といえる。統制環境を充実させるためには表現が弱い。</p> <p>【修正案】 『なお、経営者の方針は、研修制度等を整備した上で従業員に対し教育が実施され、周知されていなければならない。』</p>
<p>章 P8-9 (1) IT 全社統制 IT 全社統制の概要 d . 情報伝達の体制と仕組の整備(情報と伝達)</p>	<p>下線部は不適切である。ITは伝達的手段であり、単にITを利用したからといって「効果的」であるとはいえないため、右記のように修正して頂きたい。</p> <p>『経営者の方針や指示は、適正な手段で関係者に伝えられなければならないが、例えば、電子メールやイントラネットなどのIT を利用した伝達は全社に浸透させる上で効果的である。』</p>	<p>【修正案】(下線部)</p> <p>『経営者の方針や指示は、適正な手段で関係者に伝えられなければならないが、例えば、電子メールやイントラネットなどのIT を利用した伝達は全社に浸透させる上で効率的である。』</p>

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P8-9 (1)IT全社統制</p>	<p>IT全社統制は、大企業を想定して記述されており、日本の中小企業の実態に合っていないので、修正してほしい。</p> <p>【例】情報伝達の体制と仕組の整備について、『電子メールやイントラネットなどのITを利用した伝達は全社に浸透させる上で効果的である』とあるが、中小企業などを想定した場合、必ずしもこのような手段より、口頭などによる直接指示で伝達するほうが効率的であり、実情と合っている。</p>	<p>中小企業の実態・特徴にも配慮したIT全社統制の記述をすべきである</p>
<p>章 P9 IT 統制の概要について 2 . IT 統制の統制項目 (2)IT 全般統制 IT を利用した内部統制の長所と短所</p>	<p>実施基準案の記述で十分なので、当該項目は削除してほしい。</p>	<p>同趣旨であれば、同じ用語、同じ定義を使用しないと誤解を招く。</p>
<p>章 P9 2 . IT 統制の統制項目 (2)IT 全般統制 財務情報に係るIT 全般統制の範囲</p>	<p>本追補版でカバーされない部分の対応はどうすべきかについてこそ記載してほしい。</p>	
<p>章 P10 2 . IT 統制の統制項目 (2)IT 全般統制 IT 全般統制の統制項目の例</p>	<p>下記の実施基準案に該当する項番が無い。項番の誤りと思われるので、修正してほしい。</p> <p>『 (実施基準公開草案 . 3(2)ニ a) 』</p>	
<p>章 P11 (3)IT業務処理統制</p>	<p>実施基準案の引用ミスを右記のように修正してほしい。</p> <p>『IT業務処理統制とは、業務を管理するITにおいて、承認された業務がすべて正確に処理、記録されることを確保するために業務プロセスに組み込まれた内部統制のことである。』 (実施基準公開草案 . 2(6) IT の統制口 b) 』</p>	<p>【修正案】(下線部)</p> <p>『ITに係る業務処理統制とは、業務を管理するシステムにおいて、承認された業務がすべて正確に処理、記録されることを確保するために業務プロセスに組み込まれたITに係る内部統制である。』 (実施基準公開草案 . 2(6) IT の統制口 b) 』</p>
<p>章 P11 (3)IT業務処理統制 情報処理とIT 業務統制の関係</p>	<p>以下記述の「IT 業務統制」は「IT業務処理統制」の誤りと思われるので、右記のように修正してほしい。</p> <p>『 情報処理とIT 業務統制の関係 情報処理そのものは、IT 業務統制ではない。』</p>	<p>【修正案】(下線部)</p> <p>『 情報処理とIT 業務処理統制の関係 情報処理そのものは、IT 業務処理統制ではない。』</p>
<p>章 P11 (3)IT業務処理統制 情報処理とIT 業務統制の関係</p>	<p>下記の文章は意味が不明であるので、右記のように修正してほしい。</p> <p>『リポート計算の結果が一定の幅に収まっていることをITで制御する仕組がIT 業務処理統制である。』</p>	<p>【修正案】</p> <p>『リポート計算を承認された規則に従ってITで制御する仕組がIT 業務処理統制である。』</p>

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P11 (3)IT業務処理統制 業務処理統制におけるITと手作業 の統制手続の関係</p>	<p>以下記述を右記のように修正して頂きたい。</p> <p>『最初の手作業による申請、承認の統制が適正であれば、それ以降の業務処理システムを流れる情報の信頼性が担保される。』</p>	<p>「統制が適正」であっても、必ずしも「信頼性が担保される」とは限らない。</p> <p>【修正案】(下線部) 『最初の手作業による申請、承認の統制が適正でなければ、それ以降の業務処理システムを流れる情報の信頼性が担保されない。』</p>
<p>章 P11-12 (3)IT業務処理統制 自動化されたIT業務処理統制</p>	<p>自動化されたIT業務処理統制については、下記説明を全面的に見直して頂きたい。</p> <p>『従来、ホストコンピュータを利用した情報システムでは、手作業による入力の確認作業、出力結果と伝票との照合による統制で、全体としての統制を構築していた。すなわち、手作業での統制によって、財務情報の信頼性が有効となっていた。一方、インターネットの普及によって、Webでの受注やEDIを利用する受発注システムでは、手作業を経ないで自動化された情報システムの内部で、IT業務処理統制が実施されることがある。このような業務プロセスではプログラムに組込まれて信頼性(完全性、正確性、正当性)の統制を実現している。この統制は、業務システムの開発段階で組込まれ、本番で利用する前にテストされている。』</p>	<p>ホストシステムとWebシステムとの違いとして書かれているが、それは本質的な違いではない。</p>
<p>章 P12 (3)IT業務処理統制 IT業務処理統制の目標と適正な財務情報を作成するための要件</p>	<p>実施基準案に無いエンドユーザコンピューティングについての記載が追加されているため、右記のように修正して頂きたい。</p> <p>『IT業務処理統制の具体例としては、以下のような例がある』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力情報の完全性、正確性、正当性を確保する統制 ・例外処理(エラー)の修正と再処理 ・マスタ・データの維持管理 ・システムの利用に関する認証、操作範囲などアクセスの管理 <p>実施基準公開草案 . 2(6) ITの統制 口b</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザコンピューティング 	<p>エンドユーザコンピューティングについては問題が多いので、実施基準案に合わせ外すべきである。</p> <p>【修正案】</p> <p>『IT業務処理統制の具体例としては、以下のような例がある』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力情報の完全性、正確性、正当性等を確保する統制 ・例外処理(エラー)の修正と再処理 ・マスタ・データの維持管理 ・システムの利用に関する認証、操作範囲などアクセスの管理 <p>実施基準 . 2(6) ITの統制 口b</p>
<p>章 P1 1.IT統制の評価のロードマップ (1)内部統制構築の流れ 基本計画及び方針の決定</p>	<p>以下記述を、経営者が定める内部統制構築に関する基本計画及び方針のレベルに相応しいITへの対応とは何かを再考し、適切なレベルの事項に書き改めて頂きたい。</p> <p>『企業の内部統制構築については、経営者自らが内部統制にどのようにITを利用するかを決定することになる。』</p>	<p>実施基準案によれば、内部統制構築に関する基本計画及び方針を定めるのは経営者の責務であるが、下記文章で述べられている内部統制におけるITの利用は内部統制構築の手段の一つに過ぎず、ITの導入方針、期間、体制、教育等は、基本計画及び方針で経営者が定めるレベルの事項ではない。</p>

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P2-3 1. IT 統制の評価のロードマップ (2) IT 内部統制評価の流れ リスクへの適切な評価及び対応</p>	<p>下記文章で述べられている、データベースを利用すること、 権限のない変更を防止することは無関係であるため、右記 のように修正して頂きたい。 『データベースを利用することで、権限のない変更ができなくす る等』</p>	<p>【修正案】 『データへの適切なアクセス制御により、権限のない変更をできなくする等』</p>
<p>章 P5 2. 評価範囲の決定と対象となるIT の 把握 (4) 評価範囲の決定にあたっての留意 事項 全社統制に関するIT の評価に ついて</p>	<p>下記は例示としては不明確であり不適切であるため(「重要な 情報」の重要性の定義や、「経営者のモニタリング」に係る情 報システムは全て全社統制の一部と見なされるのか等が 不明確)、適切な例示へ変更して頂きたい。 『また、ある業務プロセスから重要な情報が自動的に経営者に 発信され、端末でチェックされることによって、経営者のモニタ リングが確保されるシステムとなっているときには、情報の自 動発信を行っているアプリケーション・システムを評価すること がある。このようなネットワークや、アプリケーション・システム は、評価すべきIT の範囲に含めて、業務プロセスの評価段階 で、IT 業務処理統制、IT 全般統制の評価を実施することにな る。』</p>	
<p>章 P5 2. 評価範囲の決定と対象となるIT の 把握 (4) 評価範囲の決定にあたっての留意 事項 IT と組織区分の相違について</p>	<p>下記の実施基準案の項番は誤っているため、右記のように修 正して頂きたい。 『 (実施基準公開草案 . 2(2) d) 』</p>	<p>【修正案】 『 (実施基準公開草案 . 2(2) [監査人との協議]) 』</p>
<p>章 P8 図表 . 4 - 1 IT全般統制の評価に おける留意点の例 d. 外部委託</p>	<p>以下記述を右記のように修正して頂きたい(「受託会社の選定 基準」を「委託会社の選定基準」に変更し、併せて同文中の 「受託会社の統制」も「委託会社の統制」に変更する)。 『経営者は、受託会社の選定基準、成果物等の検収体制、受 託会社の統制を理解し、自社の統制に与える影響等を評価す る。』</p>	<p>経営者が理解するのは、委託会社の選定基準であり、 章 P36 b.委託先の選 定にも、「組織の委託業者選定方針にしたがって」とある。 『経営者は、委託会社の選定基準、成果物等の検収体制、委託会社の統制を 理解し、自社の統制に与える影響等を評価する。』</p>
<p>章 P8 図表 . 4 - 1 IT全般統制の評価に おける留意点の例 d. 外部委託</p>	<p>以下記述は右記のように修正すべきである。 『したがって、経営者は、委託先との間で合意されているサー ビスレベルが管理されているかを評価する。』</p>	<p>合意されているサービスレベルは管理するものではなく、遵守されているかどう か確認すべきである。 【修正案】 『したがって、経営者は、委託先との間で合意されているサービスレベルが遵守 されているかを評価する。』</p>

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P8 図表 4-1 IT全般統制の評価に おける留意点の例</p>	<p>実施基準案 P48-49 3(3) 二 a.の「業務処理統制の運用 状況の評価の実施範囲を拡大することにより、全般統制の運 用状況の評価を実施せずに、内部統制の有効性に関して十 分な心証が得られる場合もある。」に対応する記述を加えて頂 きたい。</p>	<p>実施基準案との整合性を考慮すると不適切であるため、実施基準案 P48-49 3(3) 二 a.に相当する記述を追加すべきである。</p>
<p>章 P8-9 (1)業務プロセスに係るIT統制の意味 IT業務処理統制</p>	<p>実施基準案の引用ミスを、公表済みの実施基準に合わせて、 右記の通り修正すべきである。</p> <p>『 IT業務処理統制 IT業務処理統制とは、業務を管理するシステムにおいて、承認された業務がすべて正確に処理、記録されることを確保するために業務プロセスに組み込まれたITに係る内部統制である (実施基準公開草案 2(6) ITの統制 0b)。 経営者は、識別したIT業務処理統制が、適切に業務プロセスに組み込まれ、運用されているかを評価する (実施基準公開草案 2(3) 二b)。』</p>	<p>【修正案】(下線部)</p> <p>『 IT業務処理統制 ITに係る業務処理統制とは、業務を管理するシステムにおいて、承認された業務がすべて正確に処理、記録されることを確保するために業務プロセスに組み込まれたITに係る内部統制である (実施基準公開草案 2(6) ITの統制 1 0b)。 経営者は、識別したITに係る業務処理統制が、適切に業務プロセスに組み込まれ、運用されているかを評価する (実施基準公開草案 2(3) 二b)。』</p>
<p>章 P9 (1)業務プロセスに係るIT統制の意味 IT業務処理統制</p>	<p>下記説明の意味が不明である。説明を全面的に修正し、経営者のすべきことを明確に記載して頂きたい。</p> <p>『経営者は、業務処理統制に関しては、業務プロセスにおいて適用されている活動が、手作業によるものであれ、ITを利用したものであれ、一体として実施されていることをウォークスルー(財務報告目的のITにおける取引の開始から財務諸表の作成までを追跡すること)により理解することが有用である。』</p>	<p>経営者は理解するだけでなく、統制の整備状況进行评估し、運用状況をテストする必要がある。</p>
<p>章 P14 IT全般統制に不備がある場合の対応</p>	<p>業務プロセスの不備への対応については、「財務報告の信頼性」という基準があり、不備のレベルも明確である。一方、IT全般統制については、不備のレベルの判断が難しい。また、改善する場合、どこまで改善すべきか明示したいが、判断できない。せっかくのガイダンスなので、評価のレベルやどこまで改善すべきか等の記述を追加して頂きたい。</p>	<p>米国では「SOX法のためのCOBIT」があり、評価や目標値のレベルが出ている。評価の具体的なガイダンスがあれば、IT全般統制の評価の客観性が増し、改善レベルの明確な宣言にもなる。評価のレベル別具体的記述を追加して頂きたい。</p>
<p>章 P7 2.IT全社統制 (1)ITに関する基本方針の作成と明示(統制環境)</p>	<p>下記の実施基準案に該当する項番が無い。項番の誤りと思われるので、右記のように修正して頂きたい。</p> <p>『 (実施基準公開草案 2(6) 0ITへの対応 イ) 』</p>	<p>【修正案】</p> <p>『 (実施基準公開草案 2(6) [ITの利用] イ) 』</p>

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P8 2. IT 全社統制 (1) IT に関する基本方針の作成と明示(統制環境) 【統制の例と統制評価手続きの例】</p>	<p>【統制の例と統制評価手続きの例】の中に、「情報セキュリティの基本方針」があるが、これは、IT利用とIT統制のための基本方針とはいえないので、例として記載すると誤解を産みやすいため、削除して頂きたい。</p>	
<p>章 P12 IT全社統制のリスクコントロールマトリックスについて</p>	<p>実施基準案では、「リスクと統制の対応」という用語を使用している。実施基準案に合わせて右記のように変更して頂きたい。</p>	<p>実施基準案との整合性を考慮すると不適切である。 【修正案】 「リスクコントロールマトリックス」という用語を「リスクと統制の対応」という用語に変更する。</p>
<p>章 P12 情報伝達の体制と仕組みの整備(情報と伝達) 【統制の例と統制評価手続きの例】 2 (4)</p>	<p>統制の例として、「情報と伝達におけるITの利用についての方針を示すこと」を上げているが、これのみでは不十分と思われるので、右記のように補足して頂きたい。</p>	<p>【統制目標の例】(2-(4)-、2-(4)-)にもあるとおり、「ITを利用した情報を企業内外の関係者に伝達する仕組みや手続きが運用・整備されていること」を追加する必要がある。 また、統制評価手続きの例においても、方針の確認のみではなく、仕組みや手続きが運用・整備されていることを、規程類・活動記録等で確認する必要がある。</p>
<p>章 P45 (1)出力管理 【統制の例と統制評価手続きの例】</p>	<p>項番ミスと思われるので、右記の通り修正して頂きたい。 【統制の例と統制評価手続きの例】 ・4- - ・4- - ・4- - ・4- - ・4- - ・4- -</p>	<p>【修正案】(下線部) 【統制の例と統制評価手続きの例】 ・4- - ・4- - ・4- - ・4- - ・4- - ・4- - ・4- -</p>
<p>IV章 P46 (4)エンドユーザーコンピューティング(EUC)</p>	<p>以下の記載は、内容が不明であるため、具体的な事例をもって説明して頂きたい。 『スプレッドシート等では内容が文書として記録されず、不明になるリスクがある。これを防ぐため対策として、例えば、繰り返し利用するものについて、文書化することが挙げられる』</p>	<p>単に、記録保存についてのリスクについての管理であれば、次項の で要求しているEUCのバックアップで十分ではないか。</p>
<p>IV章 P46 (4)エンドユーザーコンピューティング(EUC)</p>	<p>EUCについてバックアップする、とのことであるが、EUCに限定せずファイルが保存されているフォルダー、サーバー等に範囲を広げて頂きたい。</p>	<p>EUCのみを限りバックアップするよりも、当該ファイルが格納されているフォルダー、サーバーをバックアップした方が現実的ではないか。</p>
<p>IV章 P46 (4) エンドユーザーコンピューティング(EUC)</p>	<p>については削除、あるいはその他の手段に変更して頂きたい。</p>	<p>誤りや虚偽を発生するリスクを軽減する対策として、電卓等を用いた手計算の利用を提言しているが、小規模会社ならともかく大企業会社ではこの手法は非現実的ではないか。</p>

該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)	意見内容	理由・修正案
章 P47 4. 業務統制 (4)【統制目標の例】a 方針と手続き 4-(4)-二	以下の記述を全てのスプレッドシートに求めるのは非現実的である。対象のスプレッドシートをもう少し具体的に絞り、実務的に取組みが可能な手続にして頂きたい。 『担当者が作成したスプレッドシート等について文書化されており、処理の完全性、正確性、正当性が確保されていること』	担当者が作成するスプレッドシートは、会社で承認された物というより個々が作成しており文書化されていることも少ない。また、処理の完全性、正確性、正当性も今の段階で確保されているとは思えず、真に確保するには大きな負担がかかる。
章 P50-56 5. モニタリング	ITに係るモニタリングを、(1)日常的か独立的か、(2)全社統制か全般統制か業務処理統制か、という2つの軸で捉えながら、具体的なモニタリング例の記述では(2)の分類に基づいた内容になっており、全体の構成・内容が分かり難くなっている。IT統制に係るモニタリング内容を右記のように整理して頂きたい。	例えば、P53の【統制の例と統制評価手続の例】5-(2)- -への「統制評価手続の例」にある「オンラインモニタリング」と、P54の IT 業務処理統制のモニタリングの「アクセスログの監視」とは、同じような意味にも受け取れる。左記の2つの軸に基づいて、A:モニタリング対象、及びB:モニタリング部署をマトリックスで示すなど、分かりやすく記述して頂きたい。
章 P51 5. モニタリング (2)独立的モニタリング(内部監査部門等による監視体制)	以下の記述を削除して頂きたい。 『独立的モニタリングの一つである内部監査においてITを利用するのは、CAAT(Computer - Assisted Audit Techniques)と呼ばれるコンピュータ支援監査技法の利用も考えられる。』	左記は独立的モニタリングへのITツールの利用に関する説明であり、IT統制に係る独立的モニタリングに関する説明ではない。無用の説明を加えることは、混乱を招くだけである。
章 P51 5. モニタリング (2)独立的モニタリング(内部監査部門等による監視体制)	下記の例示で「自動承認処理」の機能が適切な権限を持つ者による承認なのか、単なる精算処理なのか、すなわちコントロールであるのか否かが不明であり適切ではない。適切な例示へ変更して頂きたい。 『交通費等の申請で、一定の金額まではシステム上で自動承認処理をするが』	
章 P52 5. モニタリング (2)独立的モニタリング(内部監査部門等による監視体制)	下記で述べられているモニタリングの結果の保全(記録のことか?)は、不正調査の観点からではなく、金融商品取引法上の有価証券報告書及びその添付書類の縦覧期間を勘案して義務付けられているものである(実施基準案 3.(7))。右記のように修正して頂きたい。 『5-(2)-ト モニタリングの結果は、不正調査の観点から証拠を保全すること。』	【修正案】(下線部) 『5-(2)-ト モニタリングの結果は、 <u>その記録を保管</u> すること。』
章 P52 5. モニタリング (2)独立的モニタリング(内部監査部門等による監視体制)	モニタリング実施の際の留意点に下記を追加して頂きたい。 『5-(2)-チ 内部統制を評価する者は、組織の活動及び評価の対象となる内部統制の各基本的要素予め十分に理解していること。』	金融庁が2005年12月に公表した基準案(基準のあり方) P13(5)モニタリングでは、モニタリングの説明として、日常的モニタリング、独立的評価、評価プロセス が記載されているが、本補遺案にはそのような事項が記載されていないため追加すべきである。

<p>該当箇所 (どの部分についての意見か該当箇所 が分かるように明記してください)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由・修正案</p>
<p>章 P53 (2) 独立的モニタリング(内部監査等による監視体制) 全社統制のモニタリング 【統制の例と統制評価手続の例】 5-(2) ^</p>	<p>リスクの例で、「不正や誤りを発見できない」とあるが、これでは表現が弱いと思われる。リスクの記述表現を右記のように修正して頂きたい。</p>	<p>【修正案】 『不正や誤りが隠蔽されるおそれがある』</p>
<p>章 P54 5. モニタリング (2) 独立的モニタリング(内部監査部門等による監視体制) IT 全般統制のモニタリング 【統制の例と統制評価手続の例】 5-(2)- -口</p>	<p>以下の記述を右記のように修正して頂きたい。 『内部監査部門等がログ収集についてチェックしていることを確かめる』</p>	<p>内部監査部門がログ収集をチェックするのか、担当部門がログ収集のチェックをしていることを確かめるのが不明確である。5-(2)- -イ の例の記載(『ポリシーや手続に基づいて、モニタリングが行われていることを内部監査部門等が確かめる。』)に合わせたほうがよい。 【修正案】 『ログ収集がチェックされていることを内部監査部門等が確かめる』</p>
<p>付録4. 評価手続等の記録及び保存 2 記録の保存</p>	<p>下線部は誤植と思われるので、右記のように修正して頂きたい。 『財務報告に係る内部統制について作成した記録の保存の範囲・方法・期間は、証憑例との関係を考慮して、』</p>	<p>【修正案】(下線部) 『財務報告に係る内部統制について作成した記録の保存の範囲・方法・期間は、諸法令との関係を考慮して、』</p>
<p>付録5 サンプルング 3 サンプル件数</p>	<p>以下の記述のように付録図表5 - 1の数値の組み合わせが統計学の帰結でないのであれば、付録図表5 - 1が何に基づいているのか根拠が不明であり、付録図表5 - 1の存在意義が無くなるため、付録図表5 - 1の根拠を明示し、サンプルングの目安となるようにして頂きたい。 『なお、付録図表5 - 1のサンプル件数と許容逸脱件数の組合せについては、統計的方法によるものではない。』</p>	
<p>付録5 サンプルング 3 サンプル件数 付録図表5 - 2 bの運用テスト欄</p>	<p>下記の文章は意味が不明なため、右記のように修正して頂きたい。 『ITに係る業務処理統制ごとに1つのアプリケーションを検証する。』</p>	<p>【修正案】 『ITに係る業務処理統制ごとに1つのサンプルを検証する。』</p>